

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年10月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100784号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100102号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年7月25日、同年12月25日及び平成31年3月25日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成30年7月25日、同年12月25日及び平成31年3月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月25日、同年12月25日及び平成31年3月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年7月25日  
② 平成30年12月25日  
③ 平成31年3月25日

請求期間①、②及び③に係る賞与の記録が、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された請求者に係る平成30年分及び平成31年分の賃金台帳により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料(4万5,750円)を事業主により賞与からそれぞれ控除されていたことが認められる上、当該賃金台帳に記載された「社会保険料」の合計は、平成31年度及び令和2年度に係る課税証明書に記載された社会保険料控除額と一致している。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年7月25日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年4月12日に、平成30年12月25日の賞与については令和3年5月12日に、平成31年3月25日の賞与については令和3年6月7日に提出し、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年7月25日、同年12月25日及び平成31年3月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。